

第3回「北鎌倉駅裏トンネルの安全対策協議会」

平成26年5月1日(木)

14時～16時

山ノ内公会堂

次 第

- 1 開会

- 2 前回の協議会確認事項について
 - ・ 関連組織からの出席紹介
 - ・ 第1回議事録の配布
 - ・ 規約の配布

- 3 トンネル内道路の安全対策について

- 4 その他
 - ・ 第2回協議会の議事録
 - ・ 次回開催日程について

第1回（仮称）北鎌倉トンネルの安全対策協議会 議事録

次第4 今後の取り組みについて

- (1) 協議会の名称は「北鎌倉駅裏トンネルの安全対策協議会」とする。なお、協議会で扱う議題は、北鎌倉駅裏トンネルのみとする。
- (2) 協議会は町内会長及び副会長、関係地権者並びに学校関係者を構成員とする。町内会長及び副会長の都合が悪い場合は、町内会員の代理出席を認めることとする。
- (3) 協議会の会長は、辻氏、副会長は関口氏、山田氏とする。会長、副会長は協議会の終了まで継続することとする。
- (4) 鎌倉市職員の協議会参加として、道路事業を所管する渡辺都市整備部次長の参加が了承された。
- (5) 会則は、事務局、会長および副会長で素案を作成し協議会に提示する。
- (6) 5人程度の傍聴者の参加を認めることとする。

次第7 質疑応答

- (1) トンネルの応急的な安全対策や内部の舗装の実施を検討する。

次第8 その他

- (1) 第2回目の協議会開催は、平成26年3月中旬とする。

以上

北鎌倉駅裏トンネルの安全対策協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、北鎌倉駅裏トンネルの安全対策協議会（以下、「協議会」という。）と称し、略称を北鎌トンネル協議会という。

(目的)

第2条 協議会は、北鎌倉駅裏トンネルの安全対策に対する手法について意見をとりまとめ、鎌倉市道路管理者に意見を提言することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 北鎌倉駅裏トンネルの課題を共通理解し、課題解決に向けての協議を行うこと。
- (2) その他目的達成のために必要な事業を行うこと。

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員は、各団体から選出された代表者ならびに地権者及び協議会で選任された人をもって構成する。

- 2 委員の任期は、目的を達成する期間を基本とする。ただし、協議会で解散が議決された場合は終了とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、委員の中から選任する。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、目的を達成する期間までとする。また、任期途中で役員を

交代する場合も同様とする。

(協議会)

第 9 条 協議会は、会長が招集し開催する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。ただし、委員が出席できない場合には代理の者を出席させることができる。
- 3 協議会は会長が進行し、協議会の議決は出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、会長がこれを決定する。

(情報公開)

第 10 条 協議会の情報は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 協議会の内容が鎌倉市個人情報保護条例 (平成 5 年条例第 8 号) に定める個人情報等に係るものである場合。
- (2) 情報を公開することにより、当該協議会の運営に著しい支障が生じると認められる場合。

(協議会の傍聴)

第 11 条 協議会では傍聴者を認めることとし、傍聴者は事前に事務局へ申し込みを行うものとする。ただし、申し込みが多数の場合には、抽選により傍聴者を決定する。

(事務局)

第 12 条 協議会の事務局は、第 5 条に定める委員が所属する団体の構成員及び鎌倉市都市整備部職員が務める。

(規約の変更)

第 13 条 この規約を変更する場合は、協議会において委員の 2 分の 1 以上の賛成を得なければならない。

(その他)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

付則

この規約は、平成 26 年 3 月 28 日から施行する。

別 表	
区 分	団 体 名 等
自治会・町内会	山ノ内上町町内会
	山ノ内瓜ヶ谷町内会
	山ノ内明月会町内会
	山ノ内中町北町内会
	山ノ内中町南町内会
	山ノ内下町上町内会
	山ノ内下町中町内会
	山ノ内下町下町内会
	市場町内会
	小袋谷町内会
	大船町内会
	高野台自治会
	地権者
円覚寺	
雲頂庵	
直近土地所有者	
関連組織	北鎌倉幼稚園
	小坂小学校
	大船高校
	鎌倉市都市整備部

(案)

第2回北鎌倉駅裏トンネルの安全対策協議会 議事録

次第2 前回の協議会指摘事項について

- (1) 協議会の傍聴者は5名までとし、募集は鎌倉市のホームページを通じて行うものとする。なお、傍聴者の協議会での発言は認めないこととする。
- (2) 協議会の委員として、学校関係者を追加する。
- (3) 協議会の議事録は、要約版とする。
- (4) 協議会の規約の施行日は、平成26年3月28日とする。

次第3 トンネルの安全点検調査結果について

- (1) トンネルの緊急仮設工事を実施する。併せて、トンネル内の道路整備も実施する。

次第4 その他

- (1) 第3回目の協議会開催は、平成26年5月1日14時から山ノ内公会堂で開催する。

以上